

別表1（第3条第1項第1号関係）

試験機器等設備使用料

10 釧路水産試験場

名称	使用料	
	1台1時間以内の使用にかかる使用料の額	1時間を超える使用のときのその超える使用に係る1台1時間ごとの使用料の額
1 ミートチョッパー	5,030円	80円
2 フードカッター	4,960円	10円
3 魚肉採取機	5,050円	100円
4 魚体処理装置（小型魚三枚卸）	5,090円	140円
5 スライサー	5,020円	70円
6 伸展機（ローラー）	5,080円	130円
7 切断機（塩辛用）	5,050円	100円
8 万能バンドソー	5,060円	110円
9 裂機	5,080円	130円
10 マスコロイダー	5,330円	380円
11 伸展機	5,110円	160円
12 万能裁断機（コンブ用）	5,170円	220円
13 皮剥機	5,110円	160円
14 ミキサー	5,140円	190円
15 斜軸ニーダー	5,340円	390円
16 真空凍結乾燥機	5,890円	940円
17 急速液体凍結機	5,210円	260円
18 小型調理殺菌装置	5,660円	710円